

静岡県公安委員会規程第16号

緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する規程を次のように定める。

令和5年8月31日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

緊急通行車両等及び規制除外車両の確認等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、緊急通行車両等であることの確認並びに規制除外車両であることの確認及び事前届出について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通行車両等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両をいう。
- (2) 規制除外車両 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、災対法、原災法及び国民保護法の規定に基づく交通の規制の対象から除くもの（緊急通行車両等を除く。）をいう。
- (3) 事前届出 規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両であることの確認について、事前に届け出ることをいう。
- (4) 緊急交通路 大規模災害発生時等において、災対法、大震法、原災法及び国民保護法（以下「災対法等」という。）の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行う区域又は道路の区間をいう。

(緊急通行車両等の確認に係る処理経過)

第3条 静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、緊急通行車両確認証明書交付簿（様式第1号）及び緊急輸送車両確認証明書交付簿（様式第2号）により、災対法等の規定に基づく緊急通行車両等であることの確認の申出の受理並びに標章及び証明書の交付に係る事務処理の経過を明らかにするものとする。

(緊急交通路における通行車両の管理等)

第4条 公安委員会は、緊急交通路通行車両管理簿（様式第3号）により、緊急交通路における緊急通行車両等及び規制除外車両の通行の日時、場所、台数等を把握し、及び管理するものとする。

(規制除外車両の事前届出等)

第5条 規制除外車両の事前届出は、規制除外車両事前届出書（様式第4号）に当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（以下「規制除外車両疎明書類」という。）を添付して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する事前届出を受理した場合には、規制除外車両事前届出済証（様式第4号。以下「除外届出済証」という。）を交付するものとする。

(除外届出済証の再交付等)

第6条 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から規制除外車両事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。

2 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該除外届出済証に係る車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合又はその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させるものとする。

(規制除外車両の事前届出に係る処理経過)

第7条 公安委員会は、規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)(様式第5号)により、規制除外車両に係る事前届出の受理、除外届出済証の交付等に係る事務処理の経過を明らかにするものとする。

(規制除外車両の確認等)

第8条 規制除外車両であることの確認の申出は、規制除外車両確認申出書(様式第6号)を提出して行うものとする。この場合において、除外届出済証を交付された車両の使用者にあっては当該除外届出済証を提示し、除外届出済証の交付を受けていない者にあっては規制除外車両疎明書類を添付するものとする。

2 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合は、標章(災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第4)及び規制除外車両確認証明書(様式第7号)を交付するものとする。

(規制除外車両の確認に係る処理経過)

第9条 公安委員会は、規制除外車両確認証明書交付簿(様式第8号)により、規制除外車両であることの確認の申出の受理及び規制除外車両確認証明書等の交付に係る事務処理の経過を明らかにするものとする。

(本部長への委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な細目的事項は静岡県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

(災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程の廃止)

2 災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程(平成21年静岡県公安委員会規程第1号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に旧規程の様式により提出されている申請書等は、この規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

4 この規程の施行の際現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 （電話） 氏名		第 号 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		（注） 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車両の使用者	住所		電話
	氏名又は名称		
活動地域			
（注） この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

静岡県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	電 話
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	電 話
	氏 名	
備 考		

様式第7号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第		号	年	月	日
規制除外車両確認証明書					
静岡県公安委員会 印					
番号標に表示されている番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
活動地域					
車両の使用者	住所	電話			
	氏名又は名称				
有効期限					
備考					

